

議案第 69 号

東京都板橋区公契約条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 18 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区公契約条例

(目的)

第 1 条 この条例は、板橋区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針その他必要な事項を定めることにより、労働者等の適正な労働環境を整備し、公契約に従事する人材を確保することで、公契約の適正な履行及び良好な品質を実現するとともに、ダンピング等の不当行為の排除を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 区が締結する全ての請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。
- (3) 特定公契約 次に掲げる公契約をいう。ただし、受注者が国、地方公共団体その他区長が必要と認める者である公契約を除く。
 - ア 区が発注する工事又は製造の請負契約のうち、その予定価格が 1 億円以上のもの
 - イ 区が発注する工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が 1,000 万円以上のものであって、板橋

区規則（以下「規則」という。）で定めるもの

ウ 指定管理協定

(4) 特定受注者 区と特定公契約を締結する者をいう。

(5) 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号ウに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業として、特定受注者又はアに掲げる者に労働者を派遣する者

(6) 特定労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 特定受注者又は前号アに掲げる者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 前号イに掲げる者が雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者であって、専ら特定公契約に係る業務に従事するもの

ウ 自らの労務の対価を得るため、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、自ら雇用する者がいないもの

(7) 労働報酬 特定公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア 前号ア又はイに該当する者がその雇用する者から得る賃金

イ 前号ウに該当する者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入

（基本方針）

第3条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

(1) 公契約の適正な履行及び良好な品質を確保し、適正価格での調達

を実現すること。

- (2) 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- (3) 適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を促進すること。
- (4) ダンピングその他の不当行為を排除すること。
- (5) 区内の事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資すること。
- (6) 区と受注者との対等な関係において、公契約制度を適正に運用すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 前項の規定による実施に当たり、適正な予定価格の設定に努めるとともに、物価及び人件費の変動に応じ、必要な契約変更その他の措置を適切かつ速やかに講ずるものとする。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、労働者等に適正な賃金を支払うとともに、労働者等の適正な労働条件の確保及び向上を図り、労働環境の整備に努めなければならない。

(区内の事業者の活用)

第6条 受注者は、公契約に係る業務の一部を他の事業者に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者に当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するよう努めなければならない。

(労働報酬下限額)

第7条 区長は、特定公契約において、特定受注者及び特定受注関係者が特定労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。次条、第10条及び第11条並びに別表3の

項及び5の項から7の項までにおいて同じ。) に対し、区長が定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定)

第8条 区長は、次の各号に掲げる特定労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

(1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

(2) 前号に掲げる特定労働者等以外の特定労働者等 最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金その他公的機関が定める基準

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ第16条に規定する東京都板橋区公契約審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定公契約に約定する事項)

第9条 区長は、特定公契約において、第7条第1項に規定するもののほか、別表に掲げる事項を約定するものとする。

(特定労働者等の申出)

第10条 特定労働者等(特定労働者等であった者を含む。次条及び第12条並びに別表6の項及び7の項において同じ。)は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われないとき又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る

ときは、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者に対し、その事実を申し出ることができる。

（不利益取扱いの禁止）

第 1 1 条 特定受注者及び特定受注関係者は、前条の規定による申出があったときは、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（報告及び立入調査）

第 1 2 条 区長は、第 1 0 条の規定による申出があったとき又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区職員若しくは区が委託した事業者の従事者をして、当該特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等に立ち入らせ、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等をする区職員又は区が委託した事業者の従事者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（是正措置）

第 1 3 条 区長は、前条第 1 項の規定による報告及び資料の提出並びに立入調査等の結果、特定受注者及び特定受注関係者が第 7 条第 1 項又は第 9 条の規定による特定公契約の約定事項に違反していると認めるときは、特定受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 特定受注者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(特定公契約の解除等)

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定公契約を解除（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。以下同じ。）することができる。

(1) 特定受注者又は特定受注関係者が第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(2) 特定受注者が前条第1項の規定による求めに応じないとき。

(3) 特定受注者が前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 区は、前項の規定による特定公契約の解除によって生じた損害について、賠償する責任を負わない。

(公表)

第15条 区長は、前条第1項の規定により特定公契約を解除したとき又は特定公契約の契約期間（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る地方自治法第244条の2第5項に規定する期間。以下同じ。）の終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が第7条第1項に規定するもの若しくは別表に掲げる事項に違反していたことが判明したときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該特定受注者又は特定受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公契約審議会の設置)

第16条 区長の付属機関として、東京都板橋区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、区長に意見を述べるものとする。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者 2人以内

(2) 労働者団体関係者 2人以内

(3) 事業者団体関係者 2人以内

4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第16条の規定は、公布の日から施行する。

2 第7条、第9条から第15条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に締結する請負契約及び業務委託契約並びに同日以後の日を地方自治法第244条の2第5項に規定する期間の始期とする指定管理者の指定に係る指定管理協定について適用する。

別表（第9条関係）

1 特定公契約に係る労働条件の遵守	特定受注者は、第2条第6号ア又はイに掲げる特定労働者等に係る労働条件について、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 特定公契約に係る請負条件	特定受注者は、第2条第6号ウに掲げる特定労働者等に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、その条件

	について、１の項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
３ 労働報酬に係る特定受注者の連帯責任	特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して労働報酬を支払わないとき又は支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該特定労働者等に対し、当該特定受注関係者と連帯して、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払わなければならないこと。
４ 労働条件等の区長への報告	特定受注者は、規則で定めるところにより、特定労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
５ 特定労働者等への周知	特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。 ア この条例が適用される特定労働者等の範囲 イ 労働報酬下限額 ウ ３の項の規定の内容 エ 第１０条の規定による申出をする場合の連絡先 オ 第１１条の規定の内容
６ 特定労働者等の申出	特定労働者等は、第１０条の規定により、労働報酬が支払われるべき日にお

	いて、支払われるべき当該労働報酬が支払われていないとき又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができること。
7 不利益取扱いの禁止	特定受注者及び特定受注関係者は、第10条の規定による申出があったときは、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
8 報告及び立入調査への対応	特定受注者及び特定受注関係者は、第12条第1項の規定による報告及び資料の提出の求め並びに立入調査に応じなければならないこと。
9 是正措置	特定受注者は、第13条第1項の規定による区長の求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、その結果を区長に報告しなければならないこと。
10 特定公契約の解除等	区長は、第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該特定公契約を解除することができ、区は、当該解除により特定受注者又は特定受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。

1 1 損害賠償	特定受注者は、10の項の規定により特定公契約を解除された場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
1 2 特定公契約の解除に係る違約金	区長は、10の項の規定により特定公契約を解除したときは、特定受注者から違約金を徴収することができること。
1 3 公表	区長は、第15条第1項の規定により、10の項の規定により特定公契約を解除したとき又は特定公契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が第7条第1項に規定するもの若しくはこの表に掲げる事項に違反していたことが判明したときは、その旨を公表することができること。
1 4 特定受注関係者と締結する契約	特定受注者は、特定受注者が特定受注関係者と特定公契約に係る契約を締結するときは、当該特定受注者が遵守すべき約定事項について、特定受注関係者が当該特定受注者に準じて当該約定事項を遵守することとなるよう、当該契約を締結する特定受注関係者との間で約定しなければならないこと。
1 5 継続雇用	特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約を締結するときは、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前

	から当該業務に従事していた者のうち 希望する者を雇用するよう努めること。
--	---

（提案理由）

公契約における基本方針等を定め、適正な労働環境を整備し、人材を確保することで、適正な履行及び良好な品質を実現し、地域経済の活性化及び区民の福祉の増進を図るため、条例を制定する必要がある。